

要保存

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」 発表における臨時休業について

日ごろは本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、川崎市では「暴風警報」・「暴風雪警報」及び「特別警報」（警報の基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される）などが発表されたときの生徒の安全確保について次のように対応しておりますので、お知らせいたします。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

1、神奈川県の全域、または県内の一部（川崎市に限りません）に「**特別警報**」及び「**暴風警報**」・「**暴風雪警報**」が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合は、生徒の安全確保のため、**当日一日を臨時休業**（休校）とします。

2、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が午前6時の時点で発表された場合などについては これまで通り、その状況に応じて学校として判断をおこない、保護者の皆様にご連絡いたします。

3、生徒の登校後「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。ただし、下校する時間が台風の襲来などと重なるおそれのある時は、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断します。

いずれの場合も、授業時間を繰り上げ、学習途中で下校させるようなときは、文書等でお知らせいたします。

4、その日1日を臨時休業（休校）と決定した場合、天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。ただし、部活動や委員会活動など放課後の生徒の活動について実施することがありますが、その際はご連絡いたします。